

市町村の役割

市町村は、児童に一番近い行政機関です。また、組織内に福祉・保健・教育分野など、児童に関わる多くの組織があります。市町村が児童家庭相談に対し、主体的に対応していくことで、多方面から早期に支援が行えるようになるとともに、地域による継続した支援も可能となります。市町村は、児童家庭相談に関する以下の役割を担っています。

また、要保護児童対策地域協議会を設置している市町村は、頻繁に個別ケース検討会議をはじめとした協議会を開いています。市町村の児童家庭相談担当部署は、地域協議会の調整機関であり、学校をはじめとした多くの児童に関わる組織が構成機関となり支援を行っています。

（１）児童家庭相談への主体的対応と児童相談所への支援要請

市町村は、児童及び妊産婦の福祉に関し、必要な実情の把握に努め、必要な情報の提供を行うとともに、家庭その他からの相談に応じ、必要な調査及び指導を行うこと及びこれらに付随する業務を行うこととされています。（児童福祉法第10条第1項）

また、児童家庭相談のうち専門的な知識及び技術を必要とするものについて、市町村長は、児童相談所の技術的援助・助言を求めなければなりません。また、医学的・心理学的等の判定を必要とする場合にも、児童相談所の判定を求めなければなりません。（児童福祉法第10条第2項、3項）

（２）児童虐待の予防・早期発見

市町村の保健部門は、乳幼児健診や新生児訪問等の母子保健事業を実施しています。児童家庭相談担当部署は、保健部門との連携を強化し、虐待が危惧される家庭等、養育支援を必要とする家庭を早急に発見して適切な支援活動を行うことが必要です。

（３）相談・通告窓口等の地域住民への周知

問題の早期段階での相談・通告等を促すため、広報誌をはじめとする様々な方法・機会を活用して市町村における相談援助活動の内容や相談窓口等について地域住民、関係機関等に対し周知に努めることが必要です。また、学校などを通じて、児童・生徒に対しても周知していくことが必要です。

（４）市町村の休日・夜間の体制整備

市町村は、夜間・休日等の執務時間外であっても相談・通告を受けて適切な対応がとれるよう体制を整備し、関係者及び住民に周知しておく必要があります。

（５）庁内連携

市町村機関には、福祉・保健・教育などの多くの児童に関わる部署があります。児童家庭相談担当部署はこれらの部署に児童家庭相談に関する通知文書や研修案内の配布、庁内説明会を実施し、情報共有と連携に努めてください。

また、虐待事例への対応は、当事者からの相談ではなく第三者からの通告からスタートすることが多くあります。そのため、住民の情報を多く持っている部署との連携を深めるため、日頃から虐待問題への理解や対応手順等についての共通認識を持ってもらうことが重要です。

(6) 通告を受けた場合の安全確認義務

市町村は、児童相談所と同様に要保護児童及び虐待を受けたと思われる児童の通告先とされています。(児童福祉法第25条・虐待防止法第6条)

また、通告を受けた場合、速やかに児童の状況の把握をするとともに、安全確認のための必要な措置を講じなければなりません。(児童福祉法第25条の6、虐待防止法第8条)

(7) 子ども記録票の作成

市町村が行う相談援助業務は、個人として行うものではなく、行政機関として行うものです。担当者の不在時の対応や人事異動の場合などに対応ができないなどといったことにならないようケース概要や相談援助活動がわかるような子ども記録票を作成し、管理・保管する必要があります。

子ども記録票は、世帯ごとではなく相談を受理した児童ごとにファイルを作成します。妊婦からの相談のうち子どもが要保護児童としての支援が見込まれる場合は、受理した段階で子ども記録票を作成し、妊婦自身に関する記録を残し、出生した段階で子どもに関する記録を加えることになっています。

(8) ケースの進行管理

児童虐待への対応は、多数の関係機関が関与し、また児童相談所と市町村間の役割分担が曖昧になるおそれもあることから、市町村内における全ての虐待ケースについて地域協議会において主担当機関を確認するなど、進行を管理していく必要があります。地域協議会の調整機関は、全ケースの進行管理台帳を作成し、実務者会議等の場において定期的に(3ヶ月に1度程度)進行管理を行ってください。

(9) 児童相談所への送致

相談や通告を受け、児童の安全確認やその他の調査をしたうえで、市町村長が児童相談所の専門的機能や判断を必要と決定した場合は、保護者にその旨を伝え、児童相談所長あてに指定様式により送致してください。(児童福祉法第25条の7)

(10) 施設退所後の相談・支援

児童福祉施設を18歳で退所した児童が退所後直ちに社会的に自立することは容易ではなく、関係機関と連携を図りつつ、居住地の確保、進学又は就業の支援その他の支援を行っていく必要があります。また、18歳未満で退所した児童やその家庭に対する地域の見守りと支援も欠かせません。

必要に応じ要保護児童対策地域協議会の活用を図り、訪問活動を定期的に行い、児童を支え見守りながら児童の生活環境の改善に努めてください。

(11) 必要な人材の育成確保

児童虐待の通告や各種相談に迅速かつ的確な対応を可能とするためには、知識や技術を持つ職員の確保が必要です。また、専門的知識や技術を習得するため積極的に研修等への参加することが大切です。

そのため、市町村は、児童福祉に関わる体制の整備と人材の確保・資質の向上について必要な措置を講じなければなりません。(児童福祉法第10条4項)

(12) 要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)

要保護児童対策地域協議会を設置している市町村の児童家庭相談担当部署は、地域協議会の調整機関でもあり、事務の総括や関係機関等との連絡調整など多くの役割を担っています。

また、児童に関係する複数の部署が、地域協議会の構成員として情報の提供や支援を行っていくこととなります。